

○総務省
経済産業省 告示第七号

経済構造実態調査規則の一部を改正する省令（令和四年総務省・経済産業省令第二号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、廃止する。

令和四年四月一日

総務大臣 金子 恭之

経済産業大臣 萩生田光一

一 平成三十一年総務省・経済産業省告示第一号（工業統計調査規則に基づき、工業調査票甲及び乙並びに工業調査準備調査名簿の様式を定める件）

二 令和二年総務省・経済産業省告示第二号（工業統計調査規則に基づき、調査困難地域を定めた件

）